

業種番号 29, 都道府県番号, 市区町村番号, 事業所番号

調査区番号



記入に当たっては、別紙の「テレマーケティング業調査票記入注意」を必ず読んでください。

この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、調査対象となつたすべての事業所は申告の義務があります。

Main survey form with sections 1-11, including business name, capital, employees, sales, and equipment details.

備考 (記入内容について特記すべき事項があれば記入してください。)

テレマーケティング

テレマーケティング